大牟田市あらゆる差別の 撤廃をめざす人権擁護条例

平成8年4月1日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定めた日本国憲法 及びすべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとし た世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、障害者差別、女性差別、外国人差別、 いじめ等あらゆる差別を撤廃し、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指し、もっ て明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべて の分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしないよう 努め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するための施策に協力するものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するために必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力し、充実した人権教育を推進 するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとす る。

(推進体制の充実)

第6条 市は、あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。